

豊田合成ブルーファルコンジュニア(U-12)会員規約

第1条(運営管理・名称)

当チームは、豊田合成ハンドボール部(以下、当部という)が管理、運営し、名称を「豊田合成ブルーファルコンジュニア」と称する。

第2条(目的)

本活動を通じて、次代を担う青少年の健全な育成並びにホームタウンでのハンドボール競技の普及と強化を目指す。

第3条(会員資格)

1. 本規約における会員とは、第4条に定める当チームへの入会申し込みにより入会したものとす
2. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
3. 他のチームに所属している者は、当チームの練習参加に支障が出ないよう、予め所属先の監督の同意を得る

第4条(入会手続き)

当チームに入会を希望する方は、本規約に同意の上、事務局へ所定の申し込み方法にて入会の申し込みを行う。

会員は、入会申請時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

第5条(入会拒否、会員資格の取り消し)

当部は、入会希望者又は会員が以下の項目に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否すること又は会員資格の取り消し、退会させることができる。

- (1)入会申込書による登録の申請もしくは登録された会員の情報に虚偽の内容がある場合または、登録申請事項に遺漏がある場合
- (2)実在しない氏名、他人の氏名等で入会を申し込んだ場合
- (3)会員本人以外のものに当チームを利用させた場合
- (4)暴力団もしくはこれに類する反社会的団体の組員、構成員もしくはその関係者(以下「暴力団等」という)であると当部が判断した場合
- (5)会費、利用料金等の支払いを怠った場合
- (6)その他、合理的理由により会員として不適切であると当部が認める場合

第6条(会費等)

会費は以下の通りとする。所定の方法で所定の期日までに当部へ支払わなければならない。なお、当部は理由の如何を問わず、受領した会費の返金はしない。

- (1)入会金 15,000 円(税込)
- (2)月会費 4,000 円(税込)
- (3)毎年 4 月に更新料として 1,800 円(税込)を徴収する。
- (4)大会参加・遠征費用(練習試合含む)・チーム備品等は必要に応じて別途徴収する。

第 7 条(活動日)

活動日は、別に定めるスケジュールによる。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日、時間、場所を変更または中止できるものとし、その場合は事前に通知する。

第 8 条(負傷時の処置)

会員が当チームの活動中に負傷した場合に、治療、入院、通院等については会員および保護者が行うものとし、一連の処置に伴う後遺症等について、当部は一切の責任を負わない。

第 9 条(保険)

会員は、入会とともにスポーツ傷害保険に加入する。加入手続きは当部が行い、会費より支払う、補償内容は保険会社の約款の通りとする。なお、会員は事故発生後速やかに指導者および当部に連絡しなければならない。

第 10 条(休会)

休会(引き続き 1 ヶ月以上休む場合をいう)を希望する会員は、休会を希望する月の前月 10 日までに休会届を提出しなければならない。また、当部が認めた場合は休会期間の月会費を免除する。届け出た日が 11 日以降の場合、当該月会費の返金は行わない。

第 11 条(退会)

会員が自己都合により退会する場合は、退会を希望する月の前月 10 日までに退会届を提出し、当部の承認を得るものとする。

第 12 条(自己責任の原則)

1. 会員は、当チームの活動にあたり当部に対して迷惑または損害を与えてはならない。
2. 当チームの活動に関して、会員が故意または過失により第三者に対して損害を与えた場合または、会員と第三者の間で紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用でこれを解決しなければならない。当部は一切の責任を負わない。
3. 当チームの活動に関連して、当部以外の第三者が当チームの活動をする会員に損害を与えた場合、当部はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償義務を負わない。

第 13 条(個人情報の取り扱い)

当部は、会員の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス、会費の管理に必

要な情報等(以下総称して「個人情報」という)を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じる。

取得した個人情報の使用目的は以下の通りとする。

- (1)当チームの宣伝物等の送付(電子メール・電話含む。以下同じ)
- (2)当部に係る各種営業、イベント、ホームゲームの案内
- (3)当部または当チームの商品、サービス、イベント、キャンペーンに係るアンケート実施
- (4)会員からの問い合わせ等への対応

当部は法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。

会員は、個人情報に変更があった場合、速やかに所定の方法で当部に届け出さなければならず、入会時の届出内容および変更の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不着時その他の不利益について、当社は一切責任を負わない。

第14条(肖像の使用)

会員は、当チームの活動風景として自己の肖像を撮影されることがあることを了承し、当部は無償にて当該肖像権等の写真および映像を、当部のホームページ、その他プロモーションに利用することができる。ただし、当部がやむをえないと認めた場合はこの限りではない。

第15条(免責)

当チームにおける盗難、指導者の指示に従わないで起きた事故について、当チームは一切の責任を負わない。

第16条(規約の改定)

当チームは必要に応じ、随時規約を改定することができるものとする。

第17条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用される。

第18条(合意管轄)

当チームに係る事項および本規約に関する訴訟については名古屋地方裁判所をもって第一審の専属合意裁判所とする。

第19条(試行期間)

本規約は、令和5年8月1日より施行される。